

第五回 参議院内閣委員会議録第一号

昭和二十四年三月二十六日(土曜日)

委員氏名

委員長 河井彌八君
理事官ニ工邦彦君 理事中川 幸平君
理事藤森 健治君 松本治一郎君
荒井 八郎君 城 義臣君
稻垣平太郎君 栗栖 超夫君
市來 乙彦君 岩木 月洲君
下條 康麿君 町村 敬貴君
堀 賢琴君 三好 始君

委員の異動

二月二十五日(金曜日)委員松本治一郎
君議員の資格が消滅した。

○國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○理事(中川幸平君) 委員長が病氣で
午後二時二十九分開会

○理事(中川幸平君) 委員長が病氣で
欠席しておりますから、暫く私委員長
の席を汚します。

只今から内閣委員会を開会いたしま
す。予備審査のために付託されました
國家行政組織法の一部を改正する法律
案、それに郵政省設置法の一部を改正
する法律案、電氣通信省設置法の一部
を改正する法律案の三案を一括上程い
たします。

先ず國家行政組織法の一部を改正す
る法律案の提案理由の御説明をお願い
いたしたいと思います。

只今提案になりました國家行政組織
法の一部を改正する法律案の提案理由
について御説明いたします。

現在國家行政組織法は、本年四月一日
から施行することに定められており、從つて國家行政組織法に基く各省、各廳の設置法を、本年四月一日までに
制定施行する必要があるのであります。
然るに御承知のごとく、政府は日
下徹底的な行政機構の刷新簡素化と、
各省各廳職員の人員整理を断行すべく
準備を進めておるのであります、今
国会中でできる限り早い機会においてこ
の行政機構の簡素化及び人員整理を盛
り込みました各省等の設置法案、及び
定員に関する法律案を提案し、國会の
御審議に付する方針であります。然る
に行政機構の刷新、簡素化及び人員の
整理の問題は、今日の我が國にとりま
して極めて重大な問題であり、政府は
目下慎重に研究を進め、最善の成案を
得てこれを断行する決意であります
が、この準備に万全を期し、且つ國会
に申上げましたので、來る四月一日には自動的
に両法の実施を見ることになつておつ

どうか誠に不敏でございますが、今後
をやつて行くことになつたのでござい
ますが、内閣委員の方々には、本日初
めてお目にかかるのでございまして、
案の御説明に先立ちまして御挨拶を申
上げました。

只今提案になりました國家行政組織
法の一部を改正する法律案の提案理由
について御説明いたします。

現在國家行政組織法は、本年四月一日
から施行することに定められてお
り、從つて國家行政組織法に基く各省、
法の一部を改正する法律案の提案理由
について御説明いたします。

○理事(中川幸平君) 次に郵政省設置
法の一部を改正する法律案、及び電氣
通信省設置法の一部を改正する法律案
の提案理由の御説明をお願いいたしま
す。

○理事(中川幸平君) 先般第三
次吉田内閣が成立するに当りまして、
通信大臣を私拜命いたしたのでありま
す。第二次吉田内閣當時運輸大臣とし
ていろいろお世話をなつたことを御礼
申上げますと同時に、今後又よろしく
お願い申上げます。

只今議題となりました郵政省設置法
の一部を改正する法律案及び電氣通信
省設置法の一部を改正する法律案の提
案理由を極く簡単に御説明申上げたい
と存するのであります。

過般の第三國会で成立を見ました只
今申上げました郵政省設置法及び電氣
通信省設置法は、いずれもその附則に
存するのであります。

郵政省設置法は、いづれもその附則に
存するのであります。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
並びに電氣通信省設置法の一部を改正
する法律案につきまして、一言関連し
た問題を御質問いたしたいと思います。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
並びに電氣通信省設置法の一部を改正
する法律案につきまして、一言関連し
た問題を御質問いたしたいと思います。

員法の施行予定期日を本年六月一日ま
で延期することとし、そのために國家
行政組織法の施行期日を本年六月一日
まで延期することを適當と考えた次第
であります。

以上の見地に基きまして、本法案は、
國家行政組織法中の施行期日に關す
る三ヶ條に、それより昭和二十四年四
月一日あるのを同年六月一日に改め
ることを内容とするものであります。

何とぞ慎重御審議の上速かに可決せら
れることをお願い申上げます。

○理事(中川幸平君) 次に郵政省設置
法の一部を改正する法律案、及び電氣
通信省設置法の一部を改正する法律案
の提案理由の御説明をお願いいたしま
す。

○理事(中川幸平君) 先般第三
次吉田内閣が成立するに当りまして、
通信大臣を私拜命いたしたのでありま
す。第二次吉田内閣當時運輸大臣とし
ていろいろお世話をなつたことを御礼
申上げますと同時に、今後又よろしく
お願い申上げます。

○理事(中川幸平君) 遅記を始めて下
止めて下さい。

○理事(中川幸平君) 遅記を始めて下
止めて下さい。

○三好始君 只今議題になつておりま
す三つの法案は、いずれも施行期日を四
月一日から六月一日に延期することを
存するのであります。何とぞ御審議
の上、速かに御可決あらんことを希望
する次第であります。

○理事(中川幸平君) ちよつと速記を
止めて下さい。

○理事(中川幸平君) 速記を始めて下
止めて下さい。

○三好始君 只今議題になつておりま
す三つの法案は、いずれも施行期日を四
月一日から六月一日に延期することを
存するのであります。何とぞ御審議
の上、速かに御可決あらんことを希望
する次第であります。

○理事(中川幸平君) お話のよ
うに、前國会におきましては、この両
省の機構が非常に厖大であるので、何
とかこれを再検討を加えないと考えてお
たのであります。但し只今本多國務
大臣からも説明がありましたように、
政府は一般的に行政の簡素化、或いは
行政整理を断行しようという決意をい
たしました。政府といたしまして、この両
省の設置法の一部を改正する法律案の提
案理由を極く簡単に御説明申上げたい
と存するのであります。

只今議題となりました郵政省設置法
の一部を改正する法律案及び電氣通信
省設置法の一部を改正する法律案の提
案理由を極く簡単に御説明申上げたい
と存するのであります。

たのであります。併しすでに御承知の
ように、今回の政府といたしまして、
は、行政整理に伴い、只今本多國務大
臣の提案理由に基きまして、國家行政
組織法及び各省設置法の施行は一応六
月一日まで延期する方針となつてお
ります。併しすでに御承知の如く、その
点だけではなく、内容に亘つてこれを
改訂する意図を政府として持つております
ますかどうか。その点をお伺いいたし
たいと思うのであります。若しそうい
う予定になつておりますとすれば、大
体の構想など分つておられます。併し、
改訂する意図を政府として持つております
ますかどうか。その点をお伺いいたし
たいと思うのであります。若しそうい
う予定になつておりますとすれば、大
体の構想など分つておられましたら、お
伺いしたいと思います。

○國務大臣(小沢佐重喜君) お話のよ
うに、前國会におきましては、この両
省の機構が非常に厖大であるので、何
とかこれを再検討を加えないと考えてお
たのであります。但し只今本多國務
大臣からも説明がありましたように、
政府は一般的に行政の簡素化、或いは
行政整理を断行しようという決意をい
たしました。政府といたしまして、この両
省の設置法の一部を改正する法律案の提
案理由を極く簡単に御説明申上げたい
と存するのであります。

只今議題となりました郵政省設置法
の一部を改正する法律案及び電氣通信
省設置法の一部を改正する法律案の提
案理由を極く簡単に御説明申上げたい
と存するのであります。併しすでに御承
知の如く、その点だけではなく、内容に
亘つてこれを改訂する意図を政府として
持つております。

○國務大臣(小沢佐重喜君) お話のよ
うに、前國会におきましては、この両
省の機構が非常に厖大であるので、何
とかこれを再検討を加えないと考えてお
たのであります。但し只今本多國務
大臣からも説明がありましたように、
政府は一般的に行政の簡素化、或いは
行政整理を断行しようという決意をい
たしました。政府といたしまして、この両
省の設置法の一部を改正する法律案の提
案理由を極く簡単に御説明申上げたい
と存するのであります。

只今議題となりました郵政省設置法
の一部を改正する法律案及び電氣通信
省設置法の一部を改正する法律案の提
案理由を極く簡単に御説明申上げたい
と存するのであります。

ますが、まだ最後の段階には至つておられません。恐らくここ四、五日中に最後の段階に入るのではないかと思いま

すが、昨日も本多國務大臣と懇談いたしました、極力御趣旨に副うよう簡素化に向つておるような次第であります。

従いまして、この郵政省設置法並びに電氣通信省設置法の一部を改正する法律案といふものは、この議案と更にこの国会中にもう一つ同じ名前の法律案が、内容は異つておりますけれども、出るということだけはつきりいたしておりますのであります。尙内容も大体本多國務大臣と私の間の腹案はあるのでござりますけれども、今直ちにこの閣議の了解を得ないものを作ることでござりますけれども、今直ちにこの閣議の了解を得ないものを作ることでござりますから、本日はこれで散会いたします。

午後一時四十二分散会
出席者は左通り。

○理事(中川幸平君) 他に御質問もな

いようでありますから、本日はこれで散会いたします。

委員 理事 中川 幸平君
城 藤森 真治君
堀 荒井 八郎君
堀 稲垣 幸平君
堀 町村 敬貴君
堀 城 義臣君
堀 三好 始君
國務大臣 本多 市郎君
國務大臣 小沢 佐重喜君
連信大臣

第三十号 昭和二十四年二月二十日
午後二時四十分解散会
独立の陳情 (第五十号)

一、通商産業省設置に際し軽金属部門八日受理
行政機構の整理刷新に関する陳情
陳情者 東京都港区芝西久保巴町
三五全國町村会内 吉沢仁太郎
行政機構の整理刷新が強く要望され、
近く実施の機運にあるが、その運営に即
応して、中央諸官廳特に經濟安定本部
及び一般行政機構を簡素化して、監督
及び補助行政機構を徹底的に整理する
とともに、あらたに國土、貿易、食糧
及び社會保障制度に関する行政機構を
総合整備し、他面地方自治振興のため

第三十一号 昭和二十四年二月二十日
午後二時四十分解散会
一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第五十一号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
陳情者 大阪府知事 赤間 文三
中央各省の出先機関が、今なお旧態依然として存置されているのは、中央集権主義の温存で、地方自治の円滑な運営を阻害するから、すみやかに廃止せら
れたいとの陳情。

第三十二号 昭和二十四年二月二十八日受理
中央出先機関廃止に関する陳情
陳情者 東京都議會議長 石原永明
中央各省の出先機関が、今なお旧態依然として存置されているのは、中央集権主義の温存で、地方自治の円滑な運営と適当な処理を阻害するから、すみやかに廃止されて、その権限を全
面的に地方機関に移譲若しくは委任せ
ら
れたいとの陳情。

第三十三号 昭和二十四年三月三十日
一日受理
通商産業省設置に際し軽金属部門独立
陳情者 東京都千代田区永田町二
ノ一社団法人日本治山治水協会
建設省において所管中の溪流砂防工事
は、山地砂防と不可分のものであり、こ
れを農林省に統一して行うべきである
この法律は、公布の日から施行する。

に中央出先機関の廃止及び地方自治委員会の設置等を図られたいとの陳情。

第四十五号 昭和二十四年二月二十日八日受理
労働基準監督機関及び職員を行政整理の対象より除外するの陳情

陳情者 三重県津市櫻橋三 三重
労働基準局内 野呂 正達

行政機構の整備に伴い、現在の労働基
準監督機関を地方自治体へ移管する等

として存置されているのは、中央集権
主義の温存で地方自治の運営を阻害す
るから、すみやかに廃止せられたいと
の陳情。

三月十一日本委員会に左の事件を付
託された。

一、行政機構の整理刷新に関する陳情
(第五十二号)

一、労働基準監督機関及び職員を行政
整理の対象より除外するの陳情 (第
四十五号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第五十三号)

一、労働基準監督機関及び職員を行政
整理刷新に際し軽金属部門八日受理
行政機構の整理刷新に関する陳情
(第五十四号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第五十五号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第五十六号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第五十七号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第五十八号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第五十九号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十一号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十二号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十三号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十四号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十五号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十六号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情
(第六十七号)

は、軽金属の製鍊加工及び調査統計部
門は商工省各局課に、貿易部門は貿易
廳の各局課にそれぞれ分属されてお
り、機構が複雑多岐にわたるため相互
の連絡に不備を生じ、円滑な運営を阻
害して、業界に無用の負担と混乱を与
えているから、総合的に強力な施策を
促進するため、近く行なわれる行政機
構の改革に伴う通商産業省の発足に際
しては、軽金属部門の統合独立を図ら
ねばならぬとの陳情。

三月二十四日予備審査のため、本委
員会に左の事件を付託された。

一、國行政組織法の一部を改正する
法律案

一、郵政省設置法の一部を改正する法
律案

一、電氣通信省設置法の一部を改正す
る法律案

一、國家行政組織法の一部を改正する
法律案

のに、一般林野行政を分離することは
農林行政に破たんをまねく恐れがある
から、農林関係公共事業費國庫予算
の増額を計られたいとの陳情。

三月二十六日本委員会に左の事件を付
託された。

一、國行政組織法の一部を改正する
法律案

一、國家行政組織法の一部を改正する
法律案

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

電氣通信省設置法の一部を改正する法律
電氣通信省設置法（昭和二十一年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、伊勢神宮を天皇直隸及び天皇儀式の対象に復活の陳情（第二百三十三号）

第二百三十三号 昭和二十四年三月十二日受理

伊勢神宮を天皇直隸及び天皇儀式の対象に復活の陳情

陳情者 東京都中央区日本橋室町四ノ五高木博方 住田辰太郎

伊勢の二所神宮は明治天皇まで歴代天皇御一人のみの儀式の対象であつて、創始以来國民と直接の関係はなく、宗教とは何の交渉もないのであり、宗教団体及び宗教類似事業、は二所神宮を対象としているのであるから、一般の宗教事業とみとめることは適当でない。また天皇儀式の点に関しては二所神宮を対象として原始以来終始一貫して毎朝天皇御一人拜礼の儀式を行っていたのであり、國民は天皇の大御心に倣つて同神宮を國家の大本として、道義の規範としていたのであるが、今や天皇の儀式の中絶によつて、國民はそのよりどころを失つてゐる現状であるから、伊勢二所神宮を天皇直隸及び天皇儀式の対象に復活せられたいとの陳情。

昭和二十四年四月七日印刷

昭和二十四年四月八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局